

北消防署・北防火安全協会からのお知らせ

# 野焼きでおこる火災の 約 2 件に 1 件は、 建物や林野に 燃え広がっています。

正しい焼却の手順を今一度ご確認ください。

空気が乾燥する冬から春にかけて、風が弱い日に突風が吹くことが多くあります。また田畑の周りや山裾には枯草も残り、落葉も堆積しています。野焼きによる火災の多くは、枯草や落葉などの近くで焼却をすることにより発生しています。

北消防署管内では、野焼きによる火災が過去 10 年間で 140 件発生し、そのうち 25 件が建物に、35 件が林野に、2 件が車両に延焼しました。

野焼きの炎が周囲の枯草や落葉に燃え移れば、驚くほどの速さで一気に燃え広がってしまいます。農業を営むためにやむを得ず焼却を行う場合は、裏面の注意点をよく読んで行ってください。



ちょっとした気配り、目配りで火災は防げます

## 枯草の焼却を実施するときの手順

### ① 着火前に必ず周囲を確認

焼却する場所付近に枯草が生えていたり、落葉が堆積したりしていないか確認。このような場所では、風が弱くても、少量の枯草であっても絶対に焼却しないでください。

### ② 安全な場所を確保

焼却場所周囲の枯草を刈り取り、防火帯（幅6m以上）を設定してから、田畑の真ん中に枯草を寄せ集めます。焼却前に水を張ったバケツを用意してください。

### ③ 着火

一度に大量に燃やさず、小分けにして順次焼却します。

### ④ 焼却中

その場を離れてはいけません。

### ⑤ 焼却後

準備していた水で消火し、確実に消えているかを確認。

★ 風が強くなると、飛び火による火災の危険性が高まります。  
すぐに中止し、確実に消火してください。

☆ 焼却を行うときは、事前に消防署へ届け出をお願いします。

（神戸市火災予防条例 54 条）

「いつ、どこで、誰が、何を燃やすのか」を消防署まで電話連絡してください。

この届出は、火災と間違えて消防車の出動を防ぐためのものです。

消防署が焼却の許可をするものではありません。

【連絡先】 北消防署 591-0119

北神分署 981-0119

